第一項の規定によって、東広島市から、東広島都市計画下水道東広島公共下水道の変更に係 市計画課において縦覧に供する。 おいて準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築局都 る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項に 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦